



序章 計画の概要



序章 計画の概要

1 計画見直しの背景

本市では、2000年（平成12年）に、当時の「日立市基本構想」の将来都市像である「創造とふれあいの都市・日立」の実現のため、「日立市都市計画マスタープラン」を策定し、少子高齢化の進展や市民生活・産業活動の広域化、安全で質の高い暮らし方を望む市民意識の高まりなどの社会情勢の変化に対応した都市づくりを進めてきました。

しかし、計画の策定から20年が経過し、この間には、予想を上回る速さでの人口減少・少子高齢化の進展や2004年（平成16年）の十王町との合併、リーマンショックの影響などによる経済の低迷、東日本大震災の発生による甚大な被害など人々の意識や生活に変化を与える様々な出来事があり、都市づくりへの新たな課題が顕在化してきており、これらの変化や課題に対して的確な対応をするとともに、これまでのまちづくりを点検し、今後のまちづくりの方向性を再確認する必要性が生じています。

また、2012年（平成24年）に市の最上位計画である「日立市総合計画」が策定され、併せて各分野別計画の改定も進んでいます。さらに、国土政策の方向性を示す「国土形成計画」や都市計画区域の都市づくりの基本方針を定めた「日立都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：日立都市計画区域マスタープラン）」などの見直しも行われており、これらの計画との整合を図った計画の見直しの必要性も生じています。

こうした背景を踏まえ、新たな都市の将来像の具現化と、社会経済情勢を見据えた実効性のあるまちづくりを進めるため、計画の見直しを行うものです。



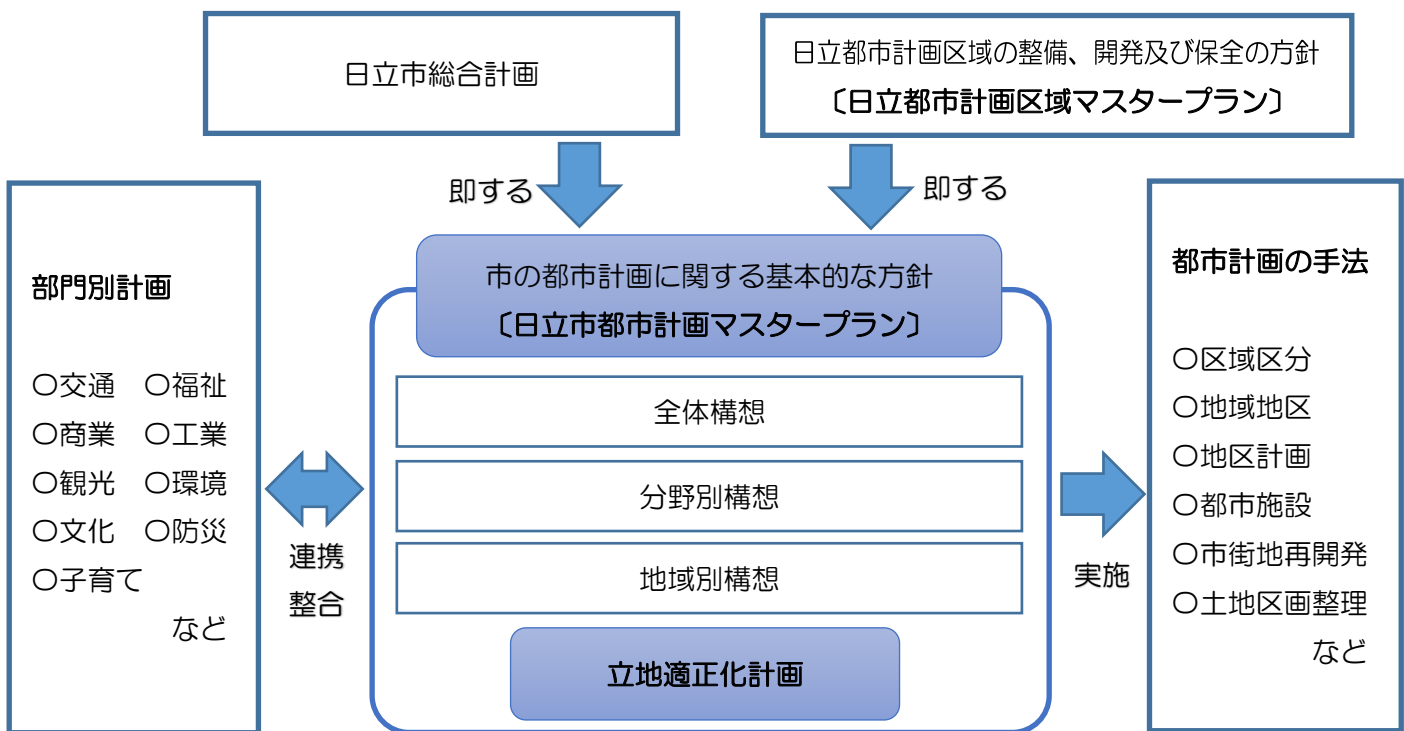
写真一助川山山頂からの眺め

2 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、市の上位計画である「総合計画」や、茨城県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などとの整合を図りながら、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、望ましい都市の将来像の実現するため、本市の都市計画マスタープランには、まちづくりの理念や都市計画の目標、全体構想、分野別構想、地域別構想などを定めることとし、その実現に向けて計画的な整備を推進していくこととします。

■都市計画マスタープランと他の計画の関係





3 関連計画

(1) 茨城県総合計画 ～「新しい茨城」への挑戦～ (平成 30 年 11 月策定)

2018 年（平成 30 年）11 月に策定された計画で『活力があり、県民が日本一幸せな県』を基に、人口減少を迎える中でも、県民一人ひとりが県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような県の実現に挑戦することとしています。

ア ひたち臨海クリエイティブゾーンの目指す将来像

- (ア) 産業・観光の発展や交流促進の基盤となる広域交通ネットワークの整備により、豊かな自然環境を活かした観光、移住・二地域居住や、地域の歴史や芸術、伝統文化を活かした多彩な交流が活発に行われ、県北地域全域がゆとりと潤いのある魅力的な地域となっています。
- (イ) 高度なものづくり産業の集積や、革新的技術の進展などにより活力ある産業拠点を形成しています。

イ ひたち臨海クリエイティブゾーンにおける地域づくりの取組

- (ア) 広域交通ネットワークや地域の特性を活かした産業集積、専門的な人材の育成等による高度なものづくり産業の振興を図るとともに、起業支援や今後成長が見込まれるクリエイティブ企業等の誘致などにより、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。
- (イ) 農業生産基盤の強化や林業経営の自立化等を推進するとともに、戦略的な情報発信等による農林水産物のブランド力強化、多様な人材の確保・育成、観光との連携などに取り組むことにより、地域特性を活かした農林水産業の振興を図ります。また、農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進めるとともに、深刻化する鳥獣被害防止対策を推進することにより、農山漁村の美しい風景と豊かで住みよい環境を守ります。
- (ウ) 多様な地域資源を活かしたテーマ性の高い周遊ルートの策定や体験型観光の促進、交流施設整備の支援、F I T構想に基づく県際地域における広域的な交流圏づくりの推進等により、交流人口の拡大を図るとともに、自然、食、アート、アウトドアなどを活用し、市町が主体的に取り組むまちづくりを促進します。
- (エ) 豊かな自然環境の魅力を活かした地域の認知度向上を図るとともに、テレワークなど I Tを活用した働き方支援、市町と連携した情報発信や相談対応、受入環境の整備等により、移住・二地域居住を推進します。
- (オ) 地域公共交通の維持確保、地域医療提供体制の構築、日常生活を支援するためのサービス等の取組推進などにより、地域住民が安心して暮らし続けることができる生活環境づくりを進めます。
- (カ) 中山間地域の振興、観光地へのアクセス強化などのため、広域的な幹線道路の整備を推進します。

(2) 茨城県都市計画マスタープラン

茨城県の都市計画に関する基本的な方針を定めたもので、法定計画である「都市計画区域マスタープラン」や「市町村都市計画マスタープラン」を策定する際の指針となる計画です。

ア 都市づくりの基本理念

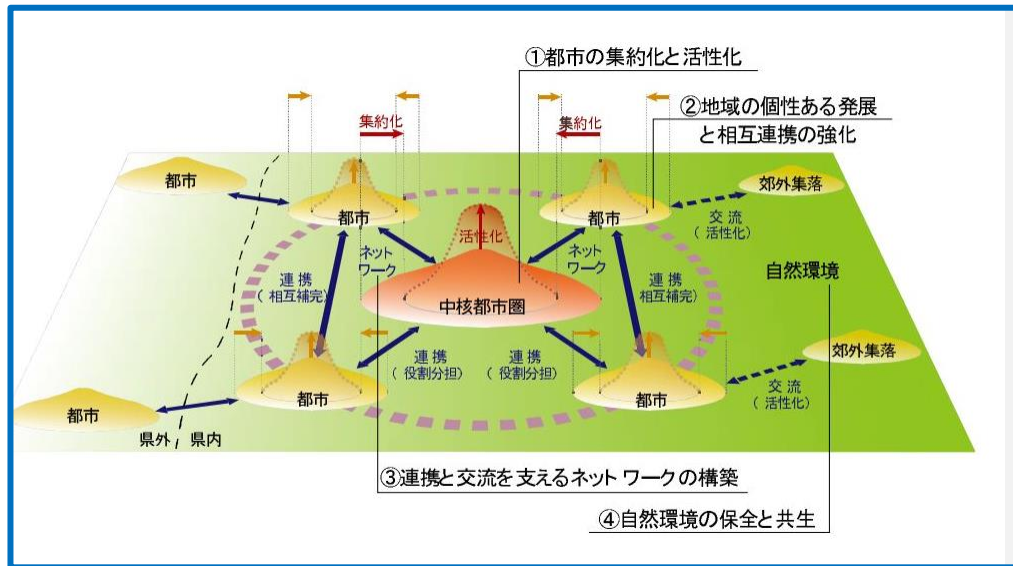
次世代を育み、未来につなぐ「人が輝き、住みよい、活力ある」^{まち}都市

イ 将来都市構造〈視点とモデル〉

■集約と連携 ～「コンパクトな都市」と「メリハリのある地域」の連携

- 【視点】
- ①都市の集約化と活性化
 - ②地域の個性ある発展と相互連携の強化
 - ③連携と交流を支えるネットワークの構築
 - ④自然環境の保全と共生

図一 将来都市像



ウ 日立市に関する位置付け

(ア) 我が国を先導する先端産業や競争力あるものづくり産業地域の形成

大強度陽子加速器(J-PARC)等を活用して我が国を先導する先端産業地域の形成を目指すとともに、ものづくり企業の集積を活かし、競争力ある産業地域の形成を目指す。

(イ) 広域交通ネットワークを活かした快適で安全な活力ある臨海都市圏の形成

常磐自動車道、北関東自動車道、常磐線、茨城港などの広域交通ネットワークを活かし、国際競争力のある産業の集積の促進を図るとともに、安全で快適に暮せる生活基盤の整備を進め、活力ある都市圏の形成を目指す。

(3) 日立都市計画区域マスタープラン

茨城県が目指す「集約と連携」の視点に基づいた都市構造を実現するために、本市及び常陸太田市の各一部からなる日立都市計画区域を計画の範囲とした、都市づくりの基本方針を定めた計画です。

ア 都市づくりの基本理念

北関東自動車道や茨城港などの広域的な交通ネットワーク構築による効果を活かしながら、それぞれの地域特性に沿った高次都市機能の集積を進める県都周辺圏の各都市をはじめとする、近隣の諸都市との交流促進及び連携強化により、都市機能を相互に補完し、地域の特性を活かした魅力ある都市づくりを行っていく必要がある。

また、東日本大震災や近年増加する集中豪雨などの被害を踏まえ、自然災害に対する安全性を高めるなど、災害に強い安心・安全な都市づくりが必要である。

イ 地域ごとの市街地像

(7) 日立市街地地域

本地域の中心市街地である日立駅周辺、常陸多賀駅周辺等においては、市街地の再整備と高度利用により、都市機能の集積を高める。

また、本地域には、駅周辺に大規模工場が立地していることから、産業機能の高度化とあわせて、周辺住宅地と調和した良好な市街地環境の形成を図る。古くから形成された住宅地については、居住環境における一層の安全性や快適性の確保に努める。

その他、本地域は山と海に挟まれ、豊かな自然に恵まれていることから、今後とも自然環境の保全を図るとともに、市街地内の河川や樹林などの自然と調和した整備を進める。

(4) 十王市街地地域

本地域は、日立市街地地域と連担して市街地が形成されており、十王駅前において土地区画整理事業の実施により、商業機能の集積や周辺での良好な住宅地の形成が進められている。今後とも、十王駅周辺を地域の生活拠点として育成していくため、商業・業務施設の適切な立地誘導を図る。

市街地の周辺には、十王ダム湖畔の緑地や伊師浜海岸など、山と海の豊かな自然があり、自然環境を保全しつつ交流拠点としての活用を進める。

(4) 日立市総合計画

平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間とし、経済の長期低迷や少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応するため、市民のニーズを踏まえながら、将来にわたって、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進める新たな指針として策定した計画です。

ア まちづくりの基本理念と将来の都市像

- (ア) まちづくりの基本理念
- くらしの安心をつなぐ
 - まちの活力を育む
 - 地域の力を磨きいかす

(イ) 将来の都市像

生活未来都市・ひたち ～知恵と自然が響き合い、くらしを明日につなぐまち～

イ 施策の大綱

- (ア) 福祉・医療 「健やかで安心して暮らせるまち」
子どもから高齢者まで、健やかで安心できる暮らしを実現する。
- (イ) 教育・文化 「人と文化をつくるまち」
将来を担う人材を育成するとともに、豊かな文化を育む。
- (ウ) 産業「活力ある産業のまち」
ものづくりや産業創出の支援など、産業の活性化に努める。
- (エ) 都市基盤「都市機能が充実したまち」
資産をいかした機能性のある都市を形成する。
- (オ) 生活環境「安全で環境にやさしいまち」
自然と調和した安全で快適な生活環境を形成する。
- (カ) 協働「みんなで築くまち」
市民との協働により持続的なまちづくりを進める。

(5) 日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略

2014年（平成26年）に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」によると、2008年（平成20年）をピークに人口は減少傾向に転じ、「人口減少時代」が到来したとされています。

人口減少による消費や地域経済の縮小は大きな問題となることから、「人口減少と地域経済縮小の克服」及び「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」という2つ基本的な考え方に基づき、本市の抱える様々な課題の克服、安心と活力に満ちた笑顔輝くまちづくりを推進するため、「地域創生」に取り組むことを目的とした計画です。

ア 「ひたちらしさ」を活かし、「安心と活力のあるまち」を創生する

優れた地域資源を全国にPRするとともに、魅力ある施設の活用や、市民主体の特色ある文化・芸術活動の支援、100年を超える「ものづくりのまち」としての産業基盤の活性化などに取り組みます。

イ しごとをつくり、安心して働けるようにする

「ものづくりのまち」としての特色を活用した産業振興や、地域資源を活用した観光業の強化、スポーツ・文化活動を通じた交流人口の拡大などのほか、シティプロモーションによる広域的、戦略的な情報発信に取り組みます。

ウ 新しいひとの流れをつくる

新婚世帯や子育て世代など、若者を対象とした、転入・定住の促進や、茨城港日立港区の活用などによる、企業誘致の推進などに取り組みます。

エ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

合計特殊出生率の回復を促し、子育て世代の定住を図るため、福祉、医療、教育などの分野における切れ目のない支援を行うことで、出産や子育てのしやすい環境づくりを目指します。

オ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

北茨城市、高萩市との連携・協働による広域的な取組など、まちづくりにおける地域連携の推進や、安全・安心を基本に、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成などに取り組みます。

(6) 日立市公共施設マネジメント基本方針（分野別編）

本市の公共施設は、昭和30年代から50年代に大半が整備されており、施設の老朽化が進行しています。人口減少や少子高齢化が進み、厳しさを増す財政状況の中で、市民が施設を安全安心に、かつ快適に利用できるように、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくための基本的な考え方や施設分野ごとの方針をまとめた計画です。

ア 基本理念

日立市の将来動向を踏まえた持続可能な公共施設マネジメントの推進

イ 取組の3本柱

- (ア) 施設総量を削減するための取組
 - a 維持更新すべき施設の検討
 - b 総合計画等との整合（新設整備の抑制）
- (イ) 施設の維持更新を持続的に行うための取組
 - a 効率的かつ効果的な管理運営
 - b 借地の解消と借地料縮減
 - c 施設の有効活用
- (ウ) 公共施設マネジメントを推進するための取組
 - a 分野別方針等の取りまとめ
 - b 財源の確保
 - c 推進体制の整備
 - d 情報の一元的な管理及び共有

(7) 日立市地域福祉推進計画 2019

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など地域福祉を取り巻く大きな変化に対する適切な取組が求められることから、日立市と日立市社会福祉協議会の更なる連携と、実効性を高めることを目的として「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に定めた地域福祉の推進に関する計画です。

ア 基本理念

あんしん つながり 支えあう やさしいまち 日立

イ 基本方針

(ア) あんしんして暮らせるしくみづくり

日常生活を送る上で、困りごとや悩みごとを気軽に相談できる環境整備や、質の高いサービスが提供できる仕組みが必要です。また、災害時における要支援者の避難など、平常時から公助だけでない支援体制の整備に努めます。

(イ) 地域住民としての絆づくり

地域の一員として福祉についての理解や関心を深めるとともに、身近な地域住民同士の関わりを深めるため、各種行事への参加や交流の促進、人権に関する啓発等に努めます。

(ウ) 自立した暮らしを支える環境づくり

一人一人が地域の一員として、その人らしい暮らしを送ることができるよう、日常生活や生涯学習環境、また、就労支援等の支援体制の充実を図ります。

(エ) 地域福祉を支えるしくみづくり

生活の支えを必要とする方を発見し、課題を解決するためには、これまで以上に関係者同士が連携して支援の輪を広げることが必要なため、そのための人材確保と関係機関の連携による支援体制の強化に取り組みます。

(8) 日立市子ども・子育て支援計画（ひたち子どもプラン2015）

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実等に向けた取組を総合的に推進し、子供たちの健やかな育ちを実現するため策定した計画です。

ア 基本目標**(ア) すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる**

妊娠・出産期から切れ目なく母子の心と体の健康を守り、安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健事業等の充実を図ります。また、一人一人の発育や発達、養育状況などについて適切な対応を行い、その時期にふさわしい育ちを支援します。

(イ) すべての家庭が子育てしやすい環境をつくる

すべての家庭が子育てしやすい環境づくりを進めるため、子育て家庭を支援するサービスを拡充します。また、仕事と家庭の両立に向け、子育て家庭が生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。

(ウ) 質の高い幼児教育・保育の体制を整える

すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供します。また、既存の教育・保育施設を最大限活用し、多様なニーズに対応できる体制を整えます。

(エ) 子どもの成長と自立を促進する

子どもが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、学齢期の活動などを支援するとともに、将来の自立について啓発します。また、安心して学校に行ける安全な環境を確保します。

イ 重点施策**(ア) 幼児教育・保育の充実****(イ) 働きながら子育てしやすい環境の整備****(ウ) 地域の子ども・子育て支援の充実****(エ) 特に配慮が必要な子どもと親への支援****(オ) 児童虐待防止対策**

(9) 日立市地域防災計画

「市民の生命・身体・財産の安全確保」を十分に達成するため、市の各部や各関係機関、事業所、市民が一体となって行う「災害に強いまちづくり」、を基盤とした防災対策を確立し、あらゆる災害による被害を最小限とするための長期的なビジョンの下、予防、応急、復旧の各計画分野にわたる、体系的・総合的な計画です。

市及び防災行政機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民・事業者それぞれの役割も明示しています。

近年市域で発生した様々な災害の種類、発生状況を十分考慮した計画の構成を図ることとし、本計画を5つの「編」に区分し、より具体的な計画を示します。

ア 風水害対策計画編

日立市の災害特性である大雨、台風等から発生する河川氾濫、その影響による土砂崩れ等の「風水害」に関する対策等を示した計画です。

イ 地震災害対策計画編

2011年（平成23年）3月11日に起きた「東日本大震災」を受け、市の対応、同年9月に策定した「日立市震災復興計画」の反映、国・県計画の見直し等を踏まえて、全面的に見直し、地震災害対応における市の役割、地域や市民の役割を明確にするとともに、迅速かつ的確に復旧・復興するための各種施策を規定した計画です。

ウ 津波災害対策計画編

東日本大震災を踏まえた、津波に関する意識啓発、情報伝達体制の確立を示す計画です。基本的には、「地震災害対策計画編」と併用して使用するものとします。

エ 原子力災害対策計画編

原子力災害対応を行うため、国、県、周辺市町村、原子力関係事業者との連携強化、市民の意識啓発、放射線対策等、市の役割、市民がとるべき役割や行動について規定した計画で、東日本大震災で発生した福島第一原子力発電所事故に伴い、対策の抜本的な見直しが行われています。

オ 事故災害対策計画編

1991年（平成3年）3月及び2001年（平成13年）2月に市内で発生した「林野火災」ほか、海上、航空、鉄道、道路、危険物、水質事故、かみね動物園に係る猛獣脱出等様々な事故災害の発生への対応策をまとめた計画です。

(10) 日立市行財政改革大綱（第7次計画）

人口減少社会にあっても、それぞれの地域経済が安定し、人々が快適で安心な暮らしを営んでいけるような持続可能な地域社会の形成に取り組んでいく必要があります。

自律的で持続的な行政運営をするために、市役所の業務形態や組織・仕事を将来の日立市の姿に対応させていくことを目指して、第7次行財政改革を推進していきます。

ア 基本理念

将来を見据えた最適な行政運営システムの確立

イ 基本方針**(ア) 時代の変化に対応した行政サービスの質的向上**

少子高齢化の中で地方創生を実現するためには、職員の質を高め、子ども、子育て世帯に対する有効なサービスを提供する仕組み、体制を検討する必要があります。そのため、時代の変化に対応した、きめ細かな市民サービスの導入を検討し、行政サービスの質的向上を図ります。

(イ) 効率的な行政運営の推進及び財源創出

常に事務事業の見直しを進め、経費削減や財源確保など、ベーシックな行財政改革となる事務改善を推進することで、効率的な行政運営を進めるとともに、財源の捻出を図ります。

(ウ) 多様な主体との共創の推進

市事務事業の委託化・広域化やICTの活用を進め、人口減少時代に対応した事務処理の効率化と市民サービスの確保を図る必要があります。

さらに、市民が行政情報を容易に入手し、活用できるようにすることにより、各施策や事業に関心を持ってもらうことで、共創の取組が推進されるよう行政情報発信に努めます。

